

議案

議案第一号

令和7年度財政融資資金運用計画の一部変更について

令和8年度を償還期限とする財政融資資金の短期貸付けを行う必要が生じたため、令和7年度における財政融資資金運用計画について、下記のとおり変更する。

記

1. 貸付先及び貸付予定額

- (1) 交付税及び譲与税配付金特別会計 13,265億円
- (2) 年金特別会計 14,306億円

2. 貸付条件

- (1) 貸付利率 国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率
- (2) 償還期限
 - ・ 交付税及び譲与税配付金特別会計 1か月以内
 - ・ 年金特別会計 1か月以内
- (3) 違約金 貸付金について、元利金の延滞があったときは、元利金支払期日の翌日から延滞元利金支払の当日まで延滞金額につき年10%の割合の違約金を徴収するものとする。

議案第二号

交付税及び譲与税配付金特別会計から一般会計へ貸付先の変更を行うこととされた財政融資資金貸付けの貸付条件について

地方交付税法等の一部を改正する法律（案）に基づき、交付税及び譲与税配付金特別会計から一般会計へ貸付先の変更等を行うこととされた貸付金7,000億円に係る貸付条件を下記のとおり定める。

記

1. 貸付条件

(1) 貸付利率

国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率。
ただし、5年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

(2) 償還期限

20年以内

(3) 違約金

貸付金について、元利金の延滞があったときは、元利金支払期日の翌日から延滞元利金支払の当日まで延滞金額につき年10%の割合の違約金を徴収するものとする。